

## 附属書十A 国際慣習法

締約国は、「国際慣習法」全般及び特に第十・五条（投資財産に関する待遇）に規定する「国際慣習法」が、外国人の待遇に関する国際慣習法上の最低基準に関連するものを含め、各国が法的義務であるとの認識により従う各国の一般的なかつ一貫した慣行から生ずるとの理解を共有していることを確認する。